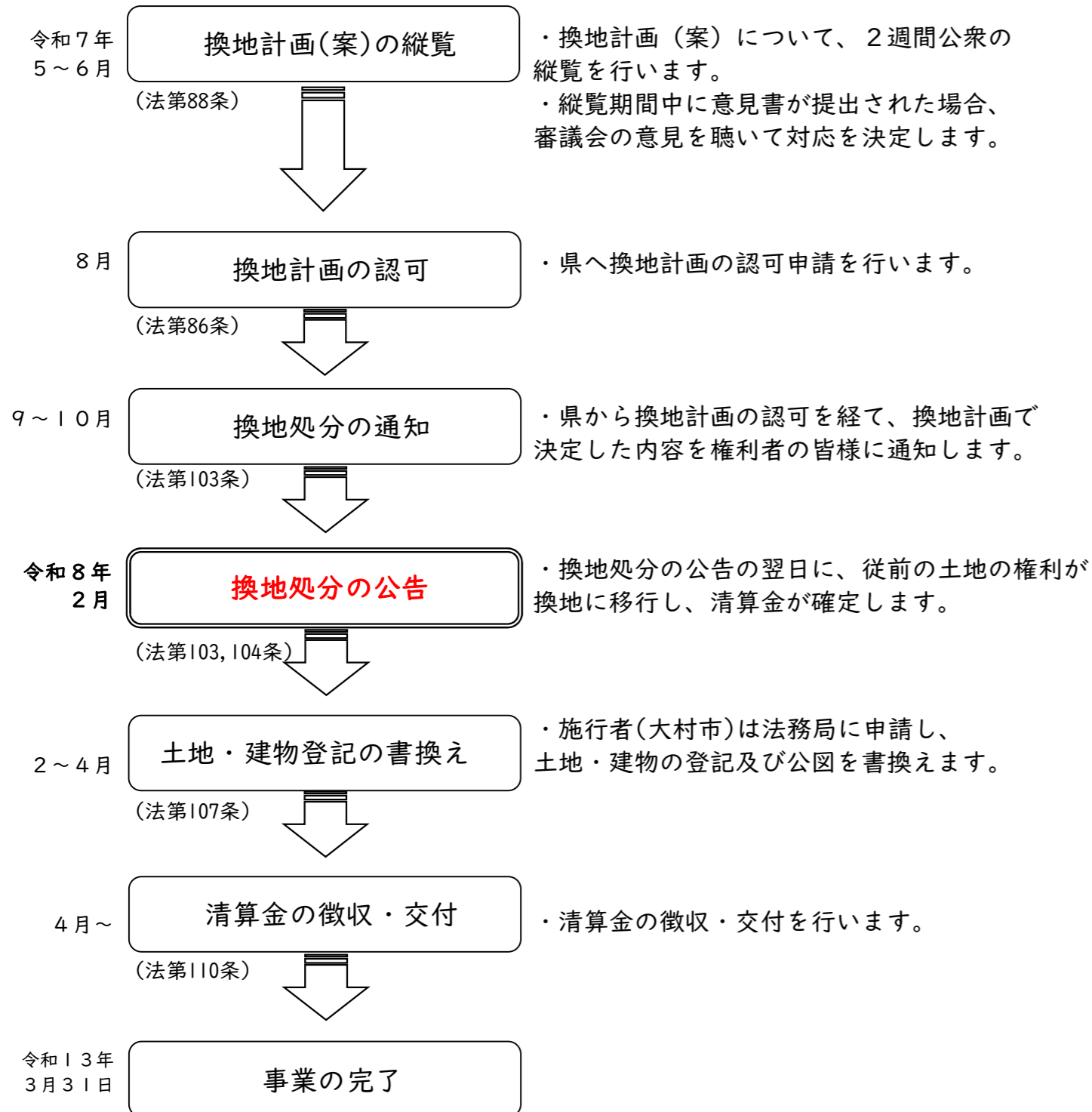


● 今後のスケジュール（予定）

新大村駅周辺土地区画整理事業

今後のスケジュール（予定）



【令和7年5月】

まちづくりニュース

【新大村駅周辺整備事業】

— 第22号 —

【編集・発行】施行者：大村市  
(都市整備部 新幹線まちづくり課)  
〒856-8686  
長崎県大村市玖島一丁目25番地  
TEL：0957-53-4111 (内線601・467)  
E-mail:shinkansen@city.omura.nagasaki.jp

※今回お知らせ致しました内容のほか、新大村駅周辺土地区画整理事業に関し、ご質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

●はじめに

新緑の候、権利者の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から新大村駅周辺土地区画整理事業に関しまして、ご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、おかげさまで平成28年に着手いたしました本事業も、令和6年10月にすべての仮換地の指定を完了し、今後は、令和7年度中に予定をしております換地処分、並びに令和8年度の清算金徴収・交付に向けた取り組みを鋭意進めていくこととしております。

事業完了まで、もうしばらくとなりますが、引き続き、皆様方のご理解とご協力をよろしく願います。



令和7年3月 新大村駅周辺

● 第19回新大村駅周辺土地区画整理審議会を開催しました。

【開催日時】 令和7年4月24日（木曜日）  
午後2時から午後3時30分まで

【場 所】 大村市役所 第8会議室

【主な内容】 ・報告事項  
換地計画(案)の個別説明  
・諮問事項  
第1号 換地計画(案)について  
第2号 換地計画の軽微な変更  
又は修正について

・その他  
事業の進捗状況について



## ● 換地計画とは

換地計画とは、土地区画整理事業において、施行地区内の土地や土地に関する権利が、施行後にどのようなものになるかを定めたものです。

具体的には、区画整理前後の図面・町名・地番・地目・地積・清算金・権利などを記載して定めたものです。

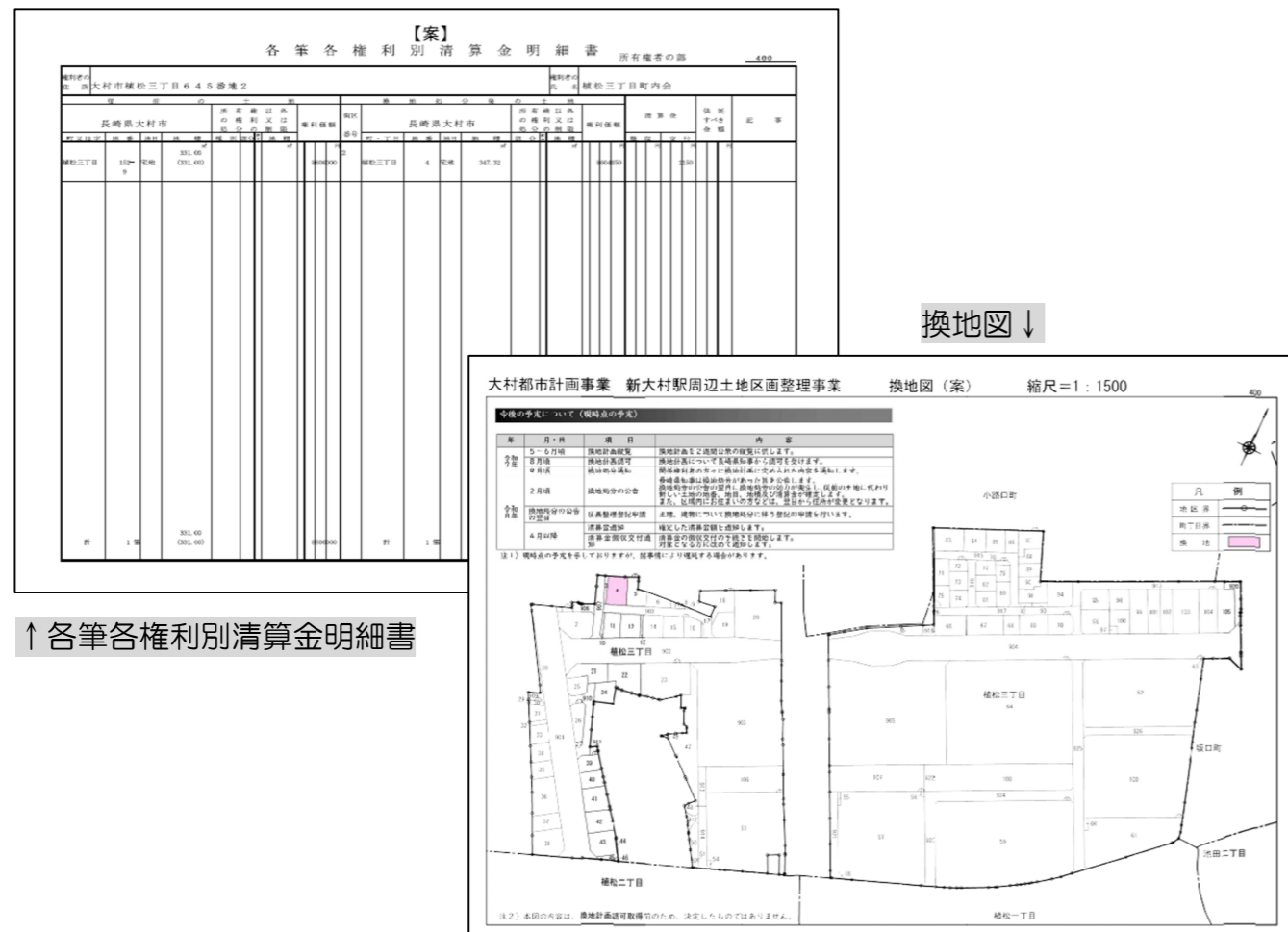
## ● 換地計画（案）の個別説明の実施について

換地計画（案）について、令和7年2月13日から15日までの3日間、権利者様ごとに日時を設定し、植松三丁目公民館にて個別説明を実施しました。

お越しいただいた権利者様には、各筆各権利別清算金明細書（各権利者様ごとに従前の土地と換地処分後の土地の内容や権利価額、清算金を記載したもの）と換地図（換地処分後の位置図）の資料を使用して説明を行い、説明後に同資料をお渡ししました。また、事前にご連絡をいただいた権利者様には、資料送付や個別訪問等を行いました。

ご多用のところご来場いただきまして、ありがとうございました。

※個別説明の際にもお伝えしましたが、使用した資料に関しましては、換地計画認可取得前のため、決定したものではありません。



↑ 各筆各権利別清算金明細書

換地図 ↓

## ● 換地計画（案）の諮問について

作成した換地計画（案）については、土地区画整理審議会の意見を聴く必要がある（土地区画整理法第88条第6項）ため、第19回土地区画整理審議会（令和7年4月24日開催）において、委員の皆様へ内容について説明を行った後に意見を伺い、原案どおりの答申をいただきました。また、この換地計画について、軽微な変更又は修正が生じた場合、施行者限り（大村市）で処理を行う旨の同意をいただきました。

なお、諮問した換地計画（案）につきましては、2月に実施した個別説明の時点から、内容の変更はありません。

## ● 換地計画の縦覧について

審議会で原案どおりの答申を得た換地計画（案）について、次のとおり公衆の縦覧を行います。

- 1 縦覧期間 : 令和7年5月23日（金）から6月5日（木）まで  
（日曜日、土曜日及び祝祭日を含む）
- 2 縦覧時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 : 大村市都市整備部新幹線まちづくり課
- 4 閲覧方法 : 縦覧者名簿に記入後、換地計画図書の閲覧を行う
- 5 注意事項 : ・縦覧者が持参したメモ帳への転写可  
・カメラ等での撮影不可  
・コピーの提供不可



※換地計画（案）について、利害関係者は、縦覧期間内に意見書を提出することができます。

※大村市広報5月号及び大村市公式ホームページに掲載しています。

※大村市が公告を行います。

## ● 権利者の変動について（お願い）

換地計画に定めた内容で登記の書換えなどを行っていくため、正確な権利者情報が必要となります。新大村駅周辺土地区画整理事業施行地区内の土地の権利について、売買や相続などにより変動があった場合は、必ず下記担当課まで、ご連絡をいただきますようお願いいたします。  
新幹線まちづくり課 TEL:0957-53-4111（内線467）